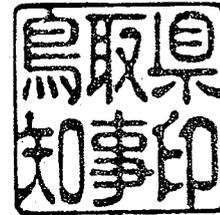




第201700102982号  
平成29年7月31日

自然電力株式会社  
代表取締役 磯野 謙 様

鳥取県知事 平井 伸治



(仮称) 鳥取市青谷町風力発電事業に係る計画段階環境配慮書についての環境保全の見地からの知事意見について (通知)

このことについて、「発電所の設置又は変更の工事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成10年通商産業省令第54号)」第14条第3項の規定による意見は、下記のとおりです。

(担当) 生活環境部環境立県推進課 池山、竹永 電話 0857-26-7876 ファクシミリ 0857-26-8194

## 記

### 1 総括的事項

- (1) 配慮書段階において収集した情報及び得られた環境保全の見地からの意見等は、今後の事業計画の検討に適切に反映するとともに、位置・規模又は構造・配置等の決定に当たっては、環境への影響を可能な限り回避または低減するよう最大限努めること。また、事業計画の決定に関して、環境影響への配慮の観点からの検討経過を環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)に詳細に記載すること。
- (2) 本事業の実施に当たっては、周辺地域の住民、土地所有者、事業者等の関係者の理解が不可欠である。環境要素に応じて十分な範囲の地域の関係者に対し、事業及びそれに伴う環境影響に係る情報を積極的かつ分かりやすく提供するとともに、説明会その他の手法により関係者からの意見を聴取する機会を適切に設け、関係者からの意見や要望に対しては十分な説明や誠意ある対応を行うなど、誠実に理解醸成に努めること。
- (3) 環境影響評価の実施に当たっては、各環境要素の調査・予測の手法及び評価の指標について、学校、社会福祉施設その他の特に配慮を要する施設やそこで居住あるいは活動する人々の存在なども踏まえて十分に検討し、必要に応じて専門家の意見を聴取するなどして適切に設定するとともに、その設定根拠等を方法書に詳細に記載すること。また、環境影響評価の実施により、重大な環境影響が予測された場合は、事業の規模や風車の設置基数の縮小も含めて、計画の見直しを検討すること。

- (4) 事業実施想定区域のA地区及びB地区に挟まれる地域においては、両地区それぞれに風車が建設された場合、それぞれからの影響を複合的に受けることが懸念されるため、この点を踏まえて当該地域に係る環境影響評価を実施すること。

## 2 個別的事項

### (1) 騒音及び超低周波音

事業実施想定区域周辺には、複数の住居が存在し、また学校、社会福祉施設その他の特に配慮を要する施設が存在しており、風力発電機の稼働に伴い発生する騒音及び超低周波音によるこれらへの重大な影響が懸念される。事業計画の検討に当たっては、適切に環境影響評価を実施し、可能な限り風力発電機と住居等との離隔距離を確保すること、また低騒音型の機種を選定することなどにより、影響を最大限回避又は低減する計画とすること。

また一部の地域は二つの事業実施想定区域A地区及びB地区に挟まれる形となることから、騒音及び超低周波音等による生活環境への複合的な影響について適切に予測及び評価を行い、風力発電施設の位置等の検討を行うこと。

さらに、事業実施想定区域の周辺では、環境省が選定した「残したい日本の音風景 100 選」として「因州和紙の紙すき」が選ばれており、このような地域の音環境の保全も考慮して予測評価の指標を検討すること。

### (2) 水環境

事業実施想定区域周辺には二級河川である日置川、河内川、勝部川などが存在し、また早牛水源地や蔵内水源地等の水道水源のほか、バイカモの群生地となっている布勢の清水など県内有数の湧水も存在している。事業実施に伴う土地の改変等による濁水の発生や地下水への影響により、これら河川水や水道水源、湧水等に影響を及ぼすことのないよう、適切に環境影響評価を実施したうえで、その結果を事業計画に適切に反映すること。

### (3) 重要な地形及び地質

事業実施想定区域の全域は山陰海岸ユネスコ世界ジオパークに認定されているエリアであることを踏まえ、「重要な地形及び地質」について影響を受けるおそれがある環境要素として選定し、適切に環境影響評価を実施したうえで、その結果を事業計画に適切に反映すること。

### (4) 風車の影

事業実施想定区域の地形は最も高いところでB地区で328m、A地区で258mの標高となる小起伏山地となっており、風力発電機は住居等よりも標高が高い位置に建設されることが推測される。この場合、風車の影の影響範囲は平地に建設された場合に比べて、より遠距離まで及ぶおそれがあると考えられるため、風力発電機の配置及び標高、また風力発電機と住居等との離隔距離等に十分留意しながら、影響を最大限回避又は低減する計画とすること。

### (5) 動物、植物、生態系

事業実施想定区域内には、自然植生のスダジイ群落が存在し、付近には猛禽類の生息情報も得られている。加えて「動植物相の情報が少ない地域」とする専門家からのヒアリング内容を

踏まえると、現状の予測評価には一定の不確実性がうかがえる。また、事業の影響は事業実施区域の周辺にも及ぶことなども踏まえて、動物・植物・生態系への影響評価を行うに十分な調査範囲、調査時期等を考慮して環境影響評価を実施し、その結果を事業計画に適切に反映すること。

#### (6) 景観

鳥取市では、市域全体を景観計画地域の対象として景観づくりの基準を策定していることから、関係機関と協議及び調整の上、事業計画の検討を行うこと。

また、風力発電機の視認の可能性がある眺望点には、山陰海岸ユネスコ世界ジオパーク認定の際にジオサイトとして評価された鹿野城跡公園とその城下町等が存在することも踏まえて環境影響評価を実施すること。

加えて、主要な眺望景観からのみでなく、民家が集積している地区や住民が日常的に利用する主要な場所・施設等からの眺望景観、さらには日中のみでなく夜間における景観も含め、適切に環境影響評価を実施し、その結果を事業計画に適切に反映すること。

#### (7) 文化財

事業実施想定区域周辺には国指定の史跡「青谷上寺地遺跡」の他、多数の文化財が存在しており、また事業実施想定区域内においても周知の埋蔵文化財包蔵地が存在するほか、未知の埋蔵文化財が存在する可能性があるため、あらかじめ関係機関と協議及び調整を行うこと。

#### (8) 事業地の選定

事業実施想定区域内には水源かん養保安林及び土砂崩壊防備保安林、砂防指定地、周知の埋蔵文化財包蔵地などが存在している。事業計画の検討においては、これらと風力発電施設との併存に困難があると見込まれるエリアを事業地として選定しないなど、適切な対応を行うこと。